

第4章 土地利用と環境保全

第1節 土地利用の適正化

1 土地利用における環境保全対策

我が国経済の著しい高度成長に伴って、昭和40年代の後半以降、全国的に乱開発が目立つようになり、それと同時に地価は高騰の一途をたどりました。このような事態に対処し、総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、昭和49年に国土利用計画法（以下「国土法」と略記します。）が制定され、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全法等の個別規制法と相まって総合的な土地対策を推進しています。

(1) 国土利用計画（宮崎県計画）

国土利用計画は国土の利用に関する長期構想であり、全国計画、宮崎県計画、市町村計画からなっています。

『宮崎県計画』（平成8年10月改訂）は、「自然と共生する持続可能な県土利用」等の観点を基本として、県土利用のより一層の質的向上を推進することとしており、自然環境保全への配慮を強く求めています。

(2) 宮崎県土地利用基本計画

『宮崎県土地利用基本計画』（平成14年3月変更）は、国土法に基づく土地取引規制や個別規制法に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画であり、環境の保全に留意しつつ適正かつ合理的な土地利用を図ることを明らかにしています。

(3) 土地取引規制

国土法では、一定規模以上の土地取引等について、その土地の利用目的面での審査を行い、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地取引等の届出制等が設けられています。

届出の審査に当たっては、取引された土地の利用目的が土地利用基本計画等に適合しない場合や周辺の自然環境の保全上明らかに不適合な場合には、土地取得者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言や勧告をすることができます。

届出の処理状況は、表2-4-1のとおりです。

表2-4-1 届出の処理状況 (単位：件)

区分(年度)	6	7	8	9	10	11	12	13
件数	570	998	586	354	211	153	440	188

2 大規模開発行為の指導

県土の無秩序な開発の防止及び環境の保全については、個別規制法を基本として対処しているところですが、大規模開発行為に関しては、これらのほか、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例及び宮崎県大規模土地開発事業指導要綱により対処することとしています。

(1) 『宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例』に基づく規制

都市計画区域、自然公園区域等他の個別法で規制している区域外の宅地の造成、ゴルフ場の建設等で3ha以上の大規模開発行為について届出を義務づけ、これに対し必要な助言、勧告をすることにより開発行為者に適正な土地利用、自然環境の保護と創出に最大の努力を払うよう要請しています。

(2) 『宮崎県大規模土地開発事業指導要綱』に基づく指導

10ha以上の一団の土地に係る土地開発事業については、大規模土地開発事業指導要綱を定め、環境アセスメントの実施を義務づける等、環境保全に配慮された計画となるよう指導を行っています。

第2節 都市計画による住環境整備

住環境の悪化は、無秩序な都市化、工場立地等に起因する面が大きくなっています。したがって、都市の住環境を保全するためには、都市計画上、当面次のような課題に施策の重点を置く必要があります。

- (1) 都市計画法により定められる市街化区域及び市街化調整区域の区分により、都市の無秩序な市街化を防止し、市街化区域内の都市施設の整備を図るとともに、開発行為については、環境保全上必要な措置を行います。
- (2) 市街地内の土地利用については、用途の適正な配置等により望ましい市街地像の誘導を図ります。
- (3) 沿線の土地利用と調和した機能的な交通体系の整備を図ります。
- (4) 下水道の整備を促進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。
- (5) 公園、緑地等公共空地の整備を積極的に行い、健全かつ快適な住環境の確保を図ります。
- (6) 各種処理施設の位置づけを明確にし、その整備を推進します。

なお、都市計画法が適用され都市整備を行っている都市は、平成14年3月31日現在、県下9市28町7村のうち9市19町で、その都市計画の状況は表2-4-2～表2-4-5（資料編P199～P202参照）のとおりです。

第3節 森林の保全

太陽と緑と温暖な気候に恵まれ、県土の約76%に当たる589,438ha(平成13年3月31日現在)が森林で占められている本県は、古くから林業生産活動が盛んに行われ、森林造成が着実に進められたことにより、平成3年からはスギの素材生産量が日本一になるなど、全国でも屈指の林業県となっています。

森林は林産物の供給に留まらず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能を有しており、これらの機能に対する国民の多様な要請の高まりに応えるため、国において、平成13年7月、「森林・林業基本法」が施行されました。

同法では、「森林の持つ多面的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」を基本理念とし、森林の果たしている機能に応じて、「水土の保全」、「人との共生」、「資源の循環利用」に区分し、この区分に応じた森林の姿が確保されるよう、森林の適正な整備及び保全を図ることとしています。

1 保安林制度

保安林制度は、森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その保全と適切な施業の実施により安全で快適な国民生活を保持することを目的としています。

本県においては、私有林の約21%が保安林に指定されており、国有林を合わせると県の森林面積の約28%を占めています。これを保安林の機能別にみると、表2-4-6のとおりです。

現在は、第5期保安林整備計画に基づき、保安林のきめ細かな配備を計画的かつ積極的に推進しており、機能の低下した保安林においては、第九次治山事業7箇年計画に基づき、保安林の機能の向上を図るための事業を行っています。

表2-4-6 保安林の指定状況 (平成14年3月末現在)

区分	国有林		私有林		計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
保安林の種類						
水源かん養保安林	121	70,108	626	75,406	747	145,514
	(1)	(598)	(48)	(36)	(49)	(634)
土砂流出防備保安林	68	4,290	2,684	8,421	2,752	12,711
		(3)	(3)	(1)	(3)	(4)
土砂崩壊防備保安林	11	279	99	42	110	321
防風保安林			(3)	(1)	(3)	(1)
	3	0	22	62	25	62
水害防備保安林	1	0	2	1	3	1
潮害防備保安林	65	668	99	651	164	1,319
	(3)	(33)			(3)	(33)
干害防備保安林	3	118	16	825	19	943
落石防止保安林	1	1	8	13	9	14
			(1)	(1)	(1)	(1)
防火保安林	-	-	5	12	5	12
魚つき保安林	2	16	58	180	60	196
航行目標保安林	-	-	2	0	2	0
	(22)	(3,658)	(38)	(1,235)	(60)	(4,893)
保健保安林	16	4,947	29	2,050	45	6,997
	(1)	(30)			(1)	(30)
風致保安林	4	1	26	48	30	49
	(27)	(4,322)	(93)	(1,274)	(120)	(5,596)
計	295	80,428	3,676	87,711	3,971	168,139

()内の数字は兼種保安林で、外数です。

2 林地開発許可制度

林地開発許可制度は、森林の開発行為を行うに当たって、森林の有する公益的機能を阻害しないように、林地の適切な利用を確保することを目的としています。

この制度の対象は、地域森林計画（森林法第5条の規定により、知事が樹立します。）の対象民有林を、1haを超えて開発する場合で、次の基準（森林法第10条の2）による知事の許可が必要です。

森林の現に有する土地に関する災害の防止機能からみて、開発行為により周辺地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

森林の現に有する水害の防止の機能からみて、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと。

森林の現に有する水源かん養の機能からみて、開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

森林の現に有する環境の保全の機能からみて、開発行為により周辺の地域を著しく悪化させるおそれがないこと。

平成13年度における林地開発許可の状況は、表2-4-7のとおりです。

表2-4-7 林地開発許可状況(平成13年度)

開発行為の 目 的	許 可 (新 規)							
	10ha未満		10ha以上 ～ 50ha未満		50ha以上		計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
工場・事業用地の造成	1	1	-	-	-	-	1	1
住宅用地の造成	1	1	-	-	-	-	1	1
ゴルフ場の設置	-	-	1	40	-	-	1	40
レジャー施設の設置	-	-	-	-	-	-	-	-
農用地の造成	-	-	-	-	-	-	-	-
土石の採掘	1	4	-	-	-	-	1	4
その他	1	6	1	33	-	-	2	39
計	4	12	2	73	-	-	6	85

3 水源の森百選

水源の森百選は、平成7年に林野庁が、水源の森の役割やその重要性について普及啓発を図ることを目的に認定したものです。

本県からは、表2-4-8に示す2つの「水源の森」が選ばれています。

表2-4-8 水源の森百選(本県分)

名 称	所在地	区域面積	林 況	水 の 利 用
綾の照葉樹林	綾 町	1,335 ha	シイ・カ等広葉樹 52 % スギ 48 %	この森で育まれた水は、中川原水源地で取水され、綾町はもとより下流域で水道水、農業用水等として利用されています。
庭田の水源の森	東郷町	450 ha	人工林 100 % (スギ・ヒノキ)	この森で育まれた水は、長谷水源地で取水され、下流の寺迫集落の水道水や百町原地区の農業用水等として利用されています。

4 環境保全の森林の整備

一ツ瀬川及び小丸川流域では、大雨後に濁水が長期化するという環境問題が度々発生し、長年の懸案となっています。

この対策の一つとして、両河川の上流域において植栽や保育等の森林施業を適切に行い、健全な森林の整備を図ることは有効な方法であると考えられます。

このため、長期濁水を抑止するとともに、国土保全、水源かん養等としての公益的機能の維持増進に資することを目的として、平成11年度に県、関係市町村、電気事業者で「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構」を設立しました。計画では、「環境保全の森林整備事業」として、一ツ瀬ダム上流の一ツ瀬川及び渡川ダム上流の小丸川の集水区域を対象に、平成11年度から平成50年度までの40年間に延べ26,244.08haの森林整備を図るとともに、崩壊地等の緑化及び上下流の交流事業等を行うこととしています。

平成13年度における事業の実績は、表2-4-9のとおりです。

表2-4-9（平成13年度事業の実績）

事業区分	内 容	実 績	
森林整備事業の支援	森林組合等が行う人工造林、保育等の森林整備事業に対して補助を行いました。	・人工造林	209.85ha
		・抜き伐り	0.70ha
		・樹下植栽	0.70ha
		・下 刈	888.28ha
		・除 間 伐	622.35ha
		計	1,721.88ha
上下流の交流	森林の果たしている役割等について上下流の住民が相互に理解を深められるよう、植樹祭を開催しました。	・開催地	西都市
		・参加人数	約450人